

# 京大広報

No. 89

京都大学広報委員会

## 京都大学総長選考基準の一部改正 および総長選考の実施について

10月16日に開催された評議会において、総長選考基準改正案調整委員会の答申に基づき京都大学総長選考基準の一部が改正され、またこの改正された基準により、現総長の任期満了に伴う後任総長の選考を実施することが決定された。要旨は次のとおりである。

### 1 京都大学総長選考基準の一部改正について

総長選考基準の改正の要点は、助手を総長候補者選考のための選挙における第1次投票の選挙資格を有する者の範囲に加え、これに伴い、総長の任期満了による場合の選挙通告の日を、その任期が満了する日の45日前までとし、および遠隔地の部局または部局附属の施設に勤務する者の第1次投票を郵便によって行うこととしたことである。

なお、教育公務員特例法の一部改正（昭和48年法律第103号第5条）により、協議会が廃止され、総長候補者の選考に関する協議会の権限が評議会に移されたことに伴い、総長選考基準の条文の整備もあわせて行われた。（総長選考基準改正案調整委員会答申参照）

### 2 総長選考の実施について

選挙施行日は、第1次投票を11月17日（土）、第2次投票以降を18日（日）とし、選挙通告は、10月30日（火）に行う。なお、郵便による投票の受理期間は、11月12日（月）午前9時から17日（土）正午までとする。

具体的な実施細目については、選挙通告によって、選挙資格を有する者に通知される。

## 総長選考基準改正案調整委員会の 「総長選考基準改正案について」の 答申について

このたび総長選考基準改正案調整委員会から「総長選考基準改正案について」の答申がありましたので、ここにその全文を掲載します。

総長選考基準改正案調整委員会は、7月6日付け京大広報で既報のとおり「総長選挙制度の改正に関する大学問題検討委員会の答申について、各部局、各層の意見を徴し、およびこれらを調整し、協議会に提出する総長選考基準の改正案をとりまとめる」ことを任務として、さる7月13日発足以来、10月中旬迄になんらかの結論を出すことを目途に鋭意努力を重ねられ、この答申を出されました。委員各位のご努力に対し、敬意と感謝の意を表します。

昭和48年10月13日

京都大学総長

前田敏男

昭和48年10月13日

京都大学総長

前田敏男殿

総長選考基準改正案調整委員会

委員長 溜池良夫

総長選考基準改正案について（答申）

本委員会は、さる7月13日の第1回委員会の開催以来、総長選挙制度の改正に関する大学問題検討委員会の答申をもとに学内の各部局各層の意見を徴し、その調整につとめてまいりましたが、このたび別紙のとおり総長選考基準の改正案を得ま

したので、答申いたします。

この成案を得るにつきましては、各部局の意見のほか、6月22日付け及び7月20日付け京大広報による要請に応じて提出された意見などできる限り広汎かつ多くの意見をきくことにとめました。

このようにして聴取された各部局、各層の意見は、多種多様であるのみならず、全く正反対のものがあり、その調整は不可能と考えざるを得ない状態でした。しかしながら、現行方式のままですとよとする意見が学内の多数を占めているとも判断できないので、本委員会は、表明された意見を汲み取りつつ、現時点において学内の大多数の賛意が得られるであろう試案をまとめ、最終的には、これに対して多数の賛同が得られたものとして今日の結論にいたりました。

なお、大学問題検討委員会の答申において提案されましたリコール制につきましては、反対意見が多いので他の各層の参加問題などとともに、今回は改正案におり込むことができませんでした。

〔委員名簿〕

委員長	溜池良夫	(法学部)
委員	萩原淳平	(文学部)
〃	小林哲也	(教育学部)
〃	堀江英一	(経済学部)
〃	山本常信	(理学部)
〃	太藤重夫	(医学部)
〃	岡田壽太郎	(薬学部)
〃	小野木重治	(工学部)
〃	岡本一	(農学部)
〃	大橋保夫	(教養部)
〃	倉田道夫	(化学研究所)
〃	太田武男	(人文科学研究所)
〃	安平公夫	(結核胸部疾患研究所)
〃	石田政弘	(原子炉実験所)
旧委員	森田雄平	(食糧科学研究所)

京都大学総長選考基準改正案

現 行 条 文	改 正 案
第1条 総長の選考は、この基準により行なう。	第1条 (同左)
第2条 協議会は、次の各号の1に該当する場合に、総長候補者を選考する。 一 総長の任期が満了するとき。 二 総長が辞任を申し出たとき。 三 総長が欠けたとき。	第2条 評議会は、次の各号の1に該当する場合に、総長候補者を選考する。 一 } 二 } (同左) 三 }
第3条 総長候補者は、総長および専任の教授のうちから選考する。	第3条 (同左)
第4条 協議会は、総長候補者を選考するため、選挙資格を有する者に選挙を行なわせる。	第4条 評議会は、総長候補者を選考するため、選挙資格を有する者に選挙を行なわせる。 2 選挙は、無記名投票によつて行なう。 (第10条第1項より)
第5条 選挙資格を有する者は、選挙通告の日に現に専任の教授、助教授または講師である者とする。	第5条 選挙資格を有する者は、次の各号に掲げる選挙の投票の区分に応じ、それぞれ選挙通告の日に現に当該各号に該当する者とする。 一 第一次投票 専任の教授、助教授、講師または助手である者 二 第二次投票以降の投票 専任の教授、助教授または講師である者
第6条 被選挙資格を有する者は、選挙通告の日に現に総長または専任の教授である者とする。	第6条 (同左)

第7条 前2条に規定する者が選挙施行の日までに退職したときは、選挙資格または被選挙資格を失なう。

第8条 選挙に関する事務は、協議会が管理する。

第9条 協議会は、選挙施行の期日を定め、選挙資格を有する者に通告する。

2 前項の通告は、第2条第1号による場合には総長の任期が満了する日の30日以前に、同条第2号および第3号による場合にはできるだけすみやかに行なう。

第10条 選挙は、無記名の投票により行ない、1日中に完了する。 (第4条第2項へ)

2 投票は、1人1票とする。

3 不在投票および代理投票は認めない。

第11条 開票の立会は、協議会が選出する協議員8名をもつて行なう。

第12条 協議会は、第一次総長候補者を定めるため、2名連記による選挙を行なわせる。

2 第一次総長候補者は、前項の選挙において得票多数の者15名とする。

第13条 協議会は、第二次総長候補者を定めるため、単記による選挙を行なわせる。

2 第二次総長候補者は、前項の選挙において得票多数の者3名とする。

第14条 前2条の選挙において末位に得票同数の者があるときは、当該候補者に加える。

第15条 協議会は、第三次総長候補者を定めるため、単記による選挙を行なわせる。

2 第三次総長候補者は、前項の選挙において得票過半数の者とする。

3 第1項の選挙において、得票過半数の者がいないときは、得票多数の者2名について、決選投票を行なわせる。第1項の選挙において、得票同数の者があることにより決選投票を行なうべき者が2名をこえるときは、年長者を先順位とする。

4 前項の決選投票において、得票多数の者を第三次総長候補者とする。ただし、得票同数のときは、年長者を第三次総長候補者とする。

第16条 協議会は、第13条 および 前条の 選挙にさいし、あらかじめ候補者の名簿を選挙資格を有する者

第7条 前2条に規定する者が選挙施行の日までに退職したとき、その他選挙資格または被選挙資格の基礎となる身分を有しない者となつたときは、その資格を失なう。

第8条 選挙に関する事務は、評議会が管理する。

第9条 評議会は、選挙施行の期日を定め、選挙資格を有する者に通告する。

2 前項の通告は、第2条第1号による場合には総長の任期が満了する日の45日前までに、同条第2号および第3号による場合にはできるだけすみやかに行なう。

第10条 投票は、1人1票とする。

2 投票は、投票所において行なう。ただし、別に定める遠隔地の部局または部局附属の施設に勤務する者の第一次投票は、郵便による。

3 代理投票は認めない。不在投票は、前項ただし書の場合を除くほか、認めない。

第11条 開票の立会は、評議会が選出する評議員8名をもつて行なう。

第12条 評議会は、第一次総長候補者を定めるため、2名連記による第一次投票を行なわせる。

2 第一次総長候補者は、前項の投票において得票多数の者15名とする。

第13条 評議会は、第二次総長候補者を定めるため、第一次総長候補者について、単記による第二次投票を行なわせる。

2 第二次総長候補者は、前項の投票において得票多数の者3名とする。

第14条 前2条の投票において末位に得票同数の者があるときは、当該候補者に加える。

第15条 評議会は、第三次総長候補者を定めるため、第二次総長候補者について、単記による第三次投票を行なわせる。

2 第三次総長候補者は、前項の投票において得票過半数の者とする。

3 第1項の投票において、得票過半数の者がいないときは、得票多数の者2名について、決選投票を行なわせる。第1項の投票において、得票同数の者があることにより決選投票を行なうべき者が2名をこえるときは、年長者を先順位とする。

4 (同左)

第16条 評議会は、第12条の投票にさいしては被選挙資格を有する者の名簿を、ならびに第13条および前



に送付する。

2 第一次総長候補者の名簿は、五十音順に、その他の名簿は、得票順に記載する。

第17条 協議員が候補者となつたときは、当該選挙の事務から退かなければならない。

第18条 協議会は、選挙の結果に基づき、総長候補者を選考する。

2 第三次総長候補者は、前項の選考を辞退することができない。

第19条 第三次総長候補者がやむを得ない事情により協議会の承認を得て選考を辞退したときは、第二次総長候補者中その者を除いた候補者について選挙を行ない、得票多数の者を第三次総長候補者とする。ただし、決選投票による第三次総長候補者が辞退したときは、次位者を第三次総長候補者とする。

第20条 総長の任期は、4年とし、再任をさまたげない。ただし、通算6年をこえることができない。

第21条 この基準に定めるもののほか、この基準の実施に関し必要な事項は、協議会が定める。

条の投票にさいしてはそれぞれの候補者の名簿を、あらかじめ選挙資格を有する者に送付する。

2 被選挙資格を有する者の名簿は部局別かつ年長順（細則第3条第2項より）

に、第一次総長候補者の名簿は五十音順に、その他の名簿は得票順に記載する。

第17条 評議員が候補者となつたときは、当該選挙の事務から退かなければならない。

第18条 評議会は、選挙の結果に基づき、総長候補者を選考する。

2 (同左)

第19条 第三次総長候補者がやむをえない事情により評議会の承認を得て選考を辞退したときは、第二次総長候補者中その者を除いた候補者について投票を行ない、得票多数の者を第三次総長候補者とする。ただし、決選投票による第三次総長候補者が辞退したときは、次位者を第三次総長候補者とする。

第20条 (同左)

第21条 この基準に定めるもののほか、この基準の実施に関し必要な事項は、評議会が定める。

附 則

この規程は、昭和 年 月 日から施行する。